

第19

年金相談Q&A

日頃、連合会が被保険者や年金受給者の皆様から受けている様々なご質問、ご相談の中から主な内容についてここに取り上げましたので、参考としてください。

目次

問	1 老齢厚生年金の受給要件	111
	2 加給年金額の加算要件	112
	3 在職中に支給される老齢厚生年金	114
	4 老齢厚生年金の「繰上げ支給」と「繰下げ支給」	116
	5 障害厚生年金の請求手続き	118
	6 遺族厚生年金の受給要件（短期要件と長期要件）	120
	7 年金の定期支給期月と支給額および定期支給日	121
	8 年金にかかる税金	122
	9 60歳前に退職したときの国民年金への加入	125
	10 第3号被保険者の種別変更	126
	『年金相談』について	128

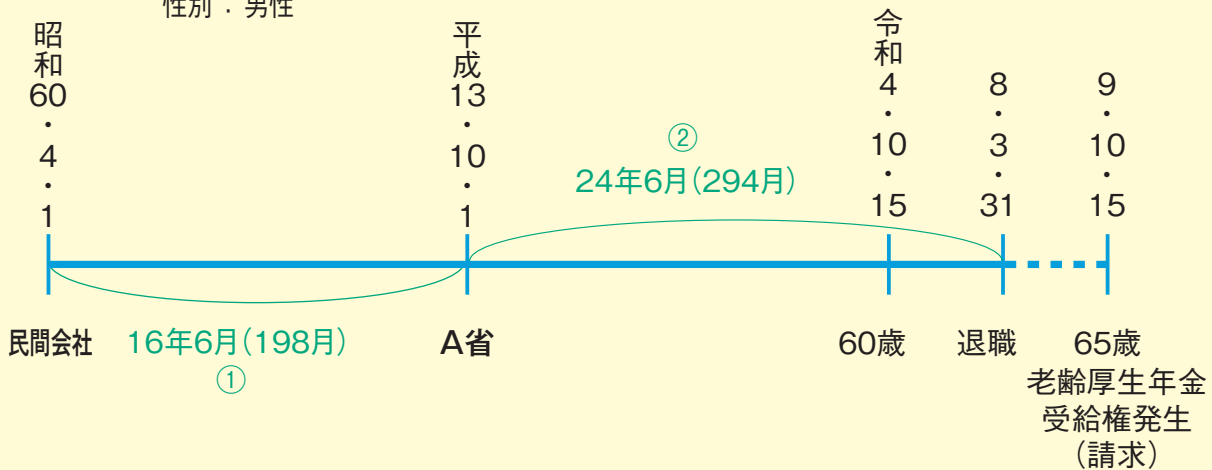
問1

老齢厚生年金の受給要件

平成13年10月1日からA省に勤務している昭和37年10月16日生まれの国家公務員です。A省に勤務する前は、昭和60年4月1日から民間会社に勤務し、1号厚生年金保険に加入していました。

令和8年3月31日に定年退職する予定です。老齢厚生年金はいつから受けることができますか。

生年月日：昭和37年10月16日
性別：男性



答

- 1 老齢厚生年金の受給権を取得するためには、第2号厚生年金の被保険者期間（国家公務員）と他の種別の厚生年金などの被保険者期間を合算した「保険料納付済期間等」が10年以上ある必要があります。
- 2 65歳に達したとき、①昭和59年4月から平成12年9月までの第1号厚生年金被保険者期間（民間会社）16年6月と、②平成12年10月から令和7年3月までの第2号厚生年金被保険者期間（国家公務員）24年6月を合算した「保険料納付済期間等」は41年となり、老齢厚生年金の受給権を取得しますので、老齢厚生年金を請求することになります。
- 3 本来の支給開始年齢は65歳となりますが、65歳に達する前に「繰上げ支給の老齢厚生年金」を請求することもできます。詳しくは18頁をご覧ください。
- 4 また、65歳で請求せず、66歳以降に「繰下げ支給の老齢厚生年金」を受けることができます。詳しくは20頁をご覧ください。

問2 加給年金額の加算要件

老齢厚生年金に加給年金額が加算されるのは、どのような場合ですか。



1 厚生年金の被保険者期間が20年以上ある方が、65歳からの本来支給の老齢厚生年金の受給権を取得した当時、その方によって生計を維持されていた65歳未満の配偶者、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある子または20歳未満で障害等級の1級、2級に該当する障害の状態にあり、かつ、婚姻していない子があるときは、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算されます。

2 (1)、(2)のいずれの要件も満たしているときに生計維持関係があると認められます。

(1) 生計同一要件

配偶者や子が受給権者と同居していて、生計を同一にしていること。

ただし、単身赴任、就学、病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、生活費、療養費等の経済的援助が行われていること、定期的な音信、訪問が行われていることが認められ、その事情が解消したときは、同居し、消費生活上の家計を一つにすると認められるときは、生計同一であると認められます。

(2) 収入要件

配偶者や子の年間の収入が将来にわたって850万円（所得の場合は655万5千円。以下同じ。）未満であること。

ただし、受給権を取得した当時は、前年の収入が850万円以上であっても、近い将来（概ね5年以内）において定年退職等の事情により850万円未満になることが客観的に認められるときは、850万円を将来にわたって超えない方に該当するとされています。

- 3 加算される加給年金額は、16 頁のとおりです。
- 4 加給年金額の対象となっている配偶者が次のいずれかに該当したときは加給年金額の支給は停止されます。
- (1) 配偶者自身が、老齢厚生年金の受給権を有し、年金の計算基礎となっている期間（2 以上の厚生年金被保険者期間にかかる老齢厚生年金を受けているときは合算した期間）が 240 月以上であるか、または、240 月以上あるとみなされる
とき。
 - (2) 配偶者自身が、障害（厚生）年金、障害基礎年金を受けているとき。
※配偶者自身の年金（障害（厚生）年金・障害基礎年金を除く）が全額停止と
なっている場合においても、加給年金は支給停止となります。
- 5 加給年金額は、加給年金額の対象者が次のいずれかに該当したときは加算されなく
なります。
- (1) 配偶者や子が死亡したとき。
 - (2) 配偶者や子が受給権者によって生計を維持されなくなったとき。
 - (3) 配偶者と離婚または婚姻の取消しをしたとき。
 - (4) 配偶者が 65 歳に達したとき。
 - (5) 子が受給権者の配偶者以外の方の養子となったとき。
 - (6) 養子が受給権者と離縁したとき。
 - (7) 子が婚姻したとき。
 - (8) 子が 18 歳に達した日以降の最初の 3 月 31 日が終了したとき。2 級以上に該当
する障害の状態にある子が 20 歳になったとき、またはその事情がなくなったとき。

問3

在職中に支給される老齢厚生年金

私は昭和36年4月16日生まれで、A省に32年間在職しています。65歳以後も厚生年金に加入して勤務する予定です。在職中でも年金が受けられるのは、どのような場合でしょうか。

答

1 本来支給の老齢厚生年金は、次の①～②のすべてに該当するときに支給されます。

- ① 65歳に達していること。
- ② 保険料納付済期間等が10年以上あること。

2 老齢厚生年金は、被保険者である間、原則としてその支給は停止されますが、総報酬月額相当額と年金額によっては、年金額の一部が支給されることがあります。

被保険者である間に支給される額（支給年金額）は、次の①、②によって算定した「総報酬月額相当額」と「基本月額」に基づいて計算されます。

① 総報酬月額相当額 = 当月の標準報酬月額 + (当月以前一年間のボーナス等の額の総額 × 1/12)

② 基本月額 = (年金額 (－加給年金額)) × 1/12)

【計算方法】

(1) 総報酬月額相当額に基本月額を加えた額が51万円以下の場合
支給停止なし（全額支給）

(2) 総報酬月額相当額に基本月額を加えた額が51万円を超える場合
支給停止月額 = (総報酬月額相当額 + 基本月額 - 51万円) × 1/2

3 支給停止計算例

年 金 額	144 万円
基 本 月 額	$144 \text{ 万円} \times \frac{1}{12} = 12 \text{ 万円}$
総報酬月額相当額※	$41 \text{ 万円} + 120 \text{ 万円} \times \frac{1}{12} = 51 \text{ 万円}$
停 止 月 額	$= (51 \text{ 万円} + 12 \text{ 万円} - 51 \text{ 万円}) \times \frac{1}{2}$ $= 6 \text{ 万円}$
基本月額 12 万円のうち、6 万円が停止 (支給月額は 6 万円)	

※総報酬月額相当額

・標準報酬月額 41 万円

・過去 1 年間のボーナス等の総額 120 万円

4 退職共済年金（経過的職域加算額）は、厚生年金の被保険者種別に応じて以下のとおりとなります。

●第 2 号厚生年金被保険者の方

・引き続き公務員在職中の方

・公務員再任用職員（フルタイム勤務）の方

→ 第 2 号厚生年金被保険者である間は、退職共済年金（経過的職域加算額）は全額支給停止となります。

●第 2 号厚生年金被保険者以外の方

・公務員再任用職員（短時間勤務）の方

・民間会社等に再就職した方

・私立学校の教職員の方 など

→ 第 2 号厚生年金被保険者以外の方は、退職共済年金（経過的職域加算額）は全額支給されます。

問4 老齢厚生年金の「繰上げ支給」と「繰下げ支給」

老齢厚生年金の本来の支給開始年齢は65歳ですが、「繰上げ支給」と「繰下げ支給」も選択が可能であると聞きました。手続き方法について教えてください。

繰上げ支給の老齢厚生年金の手続き方法

支給開始年齢より早く（繰上げて）年金を受給したい場合は、60歳から支給開始年齢の前月までに請求することにより「繰上げ支給の老齢厚生年金」受け取ることができます。

年金請求書の事前送付はありませんので、所属している（していた）各省庁等の共済組合または国家公務員共済組合連合会、年金事務所などの実施機関でお手続きを行ってください。なお、いずれの実施機関でも請求可能です。

繰上げ請求に関する注意事項

- 請求日（繰上げ請求書の受付日）の翌月分から支給されます（請求月以前に遡って支給されることはありません。）。
- 年金は生涯減額されます。
- 退職共済年金（経過的加算額）及び老齢基礎年金も同時に繰上げなければなりません。
- 他の種別の厚生年金保険の被保険者期間がある場合は、すべて同時に繰上げなければなりません。
- 将来、事後重症による障害厚生年金や障害基礎年金などの請求はできません。

なお、ご本人がお亡くなりになり、ご遺族が遺族厚生年金を受給される際は、繰上げ請求していない方と同様、減額はなかったものとして計算されます。

繰下げ支給の老齢厚生年金の手続き方法

65歳に達する月の3か月前に「年金決定請求書」がお手元に届きますが、繰下げ支給を希望する場合は、この請求書を提出せずに、繰下げ支給の年金を受けることを希望する時期（66歳から75歳までの間）に所属している（していた）各省庁等の共済組合または国家公務員共済組合連合会、年金事務所などの実施機関にお申出ください。繰下げ支給にかかる請求書類を改め

て送付します。

繰下げ請求に関する注意事項

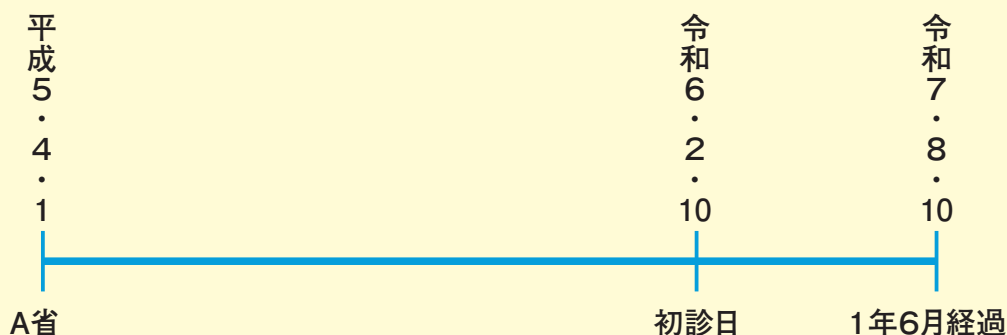
- 加給年金額（配偶者または子にかかる加算額）は繰下げをしても増額されません。また、65歳以降繰下げ支給されるまでの間は、加給年金額を受けることはできません。
- 老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険に加入した場合は、年金の一部又は全部が支給停止となる場合があります。65歳以後繰下げ支給の請求を行うまでの間に厚生年金保険に加入している期間があるときは、その間における在職支給停止に相当する額は繰下げ支給の割り増しの対象とはなりません。
- 遺族年金や障害年金を受ける権利を有する方は、繰下げすることはできません。また、66歳に到達した日以降に障害年金や遺族年金を受ける権利を有した場合は、その時点で増額率が固定されます。
- 他の実施機関（日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団）から支給される老齢厚生年金を受給する権利がある場合は、それらの年金も同時に繰り下げなければなりません。

このほか、繰下げ支給で年金額が増額されることにより、医療保険・介護保険等の自己負担額や保険料、税金などに影響が生じる場合があります。

問5 障害厚生年金の請求手続き

A省に約30年勤務しています。令和5年2月から病気のため通院中です。
勤務は続ける予定ですが、在職中でも障害厚生年金を請求できるでしょうか。

生年月日：昭和45年8月5日



答

- 1 障害厚生年金は、初診日において被保険者であった方が、初診日から1年6月を経過した日（またはそれまでに傷病が治ったときや症状が固定したときはその日）に、障害の程度が、障害等級の1級から3級に該当する障害の状態にあるとき、受給権が生じます。

ただし初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間があり、かつ、当該国民年金の被保険者期間にかかる保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が全体の2／3以上であることが必要です。

なお、令和8年4月1日以前に初診日がある場合は、初診日の前々月までの1年間に保険料未納期間がなければ該当します。

- 2 (1) 初診日から1年6月を経過した令和6年8月10日における障害の程度が、障害等級の1級から3級に該当する障害状態にあるときは、その日に受給権が生じますので、在職中でも障害厚生年金を請求することができます。

- (2) 障害厚生年金の請求は、「年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付）」（請求書の用紙は共済組合または連合会に備えてあります。）に傷病原因に応じた添付書類を添えてA省の共済組合または連合会に提出します。

共済組合に提出された場合は、共済組合において請求書等を確認した後、連合会に提出されます。

連合会では、請求書等を審査の上、受給権を確認し、障害厚生年金を決定し、年金額を年金証書で通知します。

なお、障害厚生年金は、在職中でも支給されます。

(3) 請求書に添付する書類は、次のとおりです。

ア 障害の状態の程度を示す書類

- ①医師または歯科医師の診断書
- ②病歴・就労状況等申立書
- ③レントゲンフィルム（下記の傷病に該当する場合）

- ・呼吸器系結核
- ・肺化のう症
- ・けい肺（これに類似するじん肺症を含む）

※①診断書、②病歴・就労状況等申立書は所定の用紙になります。

イ 疾病または負傷にかかる初診日を明らかにできる書類

- ・受診状況等証明書

※受診状況等証明書は所定の用紙になります。

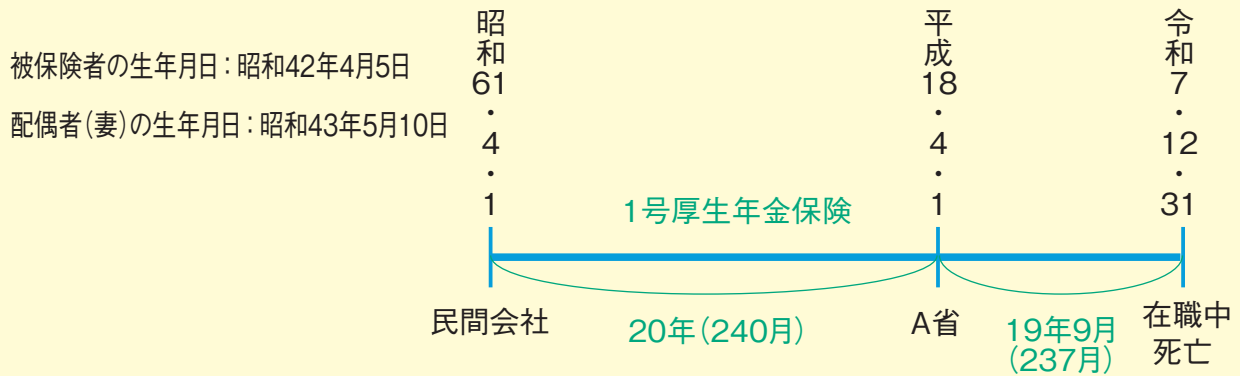
ウ 受取金融機関の通帳等（本人名義）の写し

連合会において、マイナンバーによる情報連携のしくみを活用し、地方自治体などから必要な情報を取得できない場合や障害基礎年金を同時に請求する場合など、戸籍謄（抄）本等の提出が必要となることがあります。

3 障害等級の1級または2級に該当するときは、障害厚生年金とあわせて、日本年金機構から障害基礎年金（国民年金）が支給されます。

問6 遺族厚生年金の受給要件(短期要件と長期要件)

民間会社に20年勤めた後、A省に就職し、19年9か月になります。もし在職中に死亡した場合、扶養している妻に遺族厚生年金が支給されると思いますが、どのようになるのでしょうか。



答

1 (1) 第1号厚生年金の被保険者期間を有する第2号厚生年金の被保険者が在職中に死亡したときは、その方の遺族は、第1号遺族厚生年金と第2号遺族厚生年金の2つの遺族給付の受給権を取得します。

(2) 遺族厚生年金は、被保険者または被保険者であった方が次の①から④のいずれかに該当するときに、その方の遺族に支給されます。

- ① 被保険者が死亡したとき。
- ② 被保険者であった方が、退職後に、被保険者であった間に初診日がある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき。
- ③ 障害等級の1級または2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき。
- ④ 保険料納付済期間等が25年以上ある老齢厚生年金の受給権者または保険料納付済期間等が25年以上ある者が死亡したとき。

これらによる遺族厚生年金のうち、①から③を「**短期要件**の遺族厚生年金」といい、④を「**長期要件**の遺族厚生年金」といいます。「短期要件の遺族厚生年金」の年金額の計算においては、被保険者期間が300月(25年)未満のときは、300月とみなします。

(3) 短期要件の2号遺族厚生年金を選択したときは、長期要件の1号遺族厚生年金は支給されません。

2 第1号厚生年金被保険者期間と第2号厚生年金被保険者期間を合算した期間が25年以上ある被保険者が死亡した場合、受給要件の①と④に該当し、遺族厚生年金については短期要件と長期要件をともに満たしていることから、次頁のA、Bのいずれかを選択して受けることになります。

	2号遺族厚生年金(国家公務員)	1号遺族厚生年金(民間会社)
A	短期要件の遺族厚生年金(477月分) 中高齢寡婦加算額の加算	
B	長期要件の遺族厚生年金(237月分)	長期要件の遺族厚生年金(240月分) 中高齢寡婦加算額の加算

問7 年金の定期支給期月と支給額および定期支給日

年金の支給日と支給額を教えてください。



1 定期支給期月

年金は、2月、4月、6月、8月、10月および12月の年6回の各定期支給期月に、それぞれその前々月分および前月分の2か月分が支払われます。

定期支給期月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
支払われる年金	前年の12月分 1月分	2月分 3月分	4月分 5月分	6月分 7月分	8月分 9月分	10月分 11月分

2 定期支給期月の支給額

各定期支給期月に支払われる支給額は、その受給権者の年金額の $\frac{1}{12}$ の2か月分です。

(注) 4月、6月、8月、10月および12月の各定期支給期月の支給額に1円未満の端数があるときは切り捨て、2月定期支給期月に加算します。

3 定期支給期月の支給日

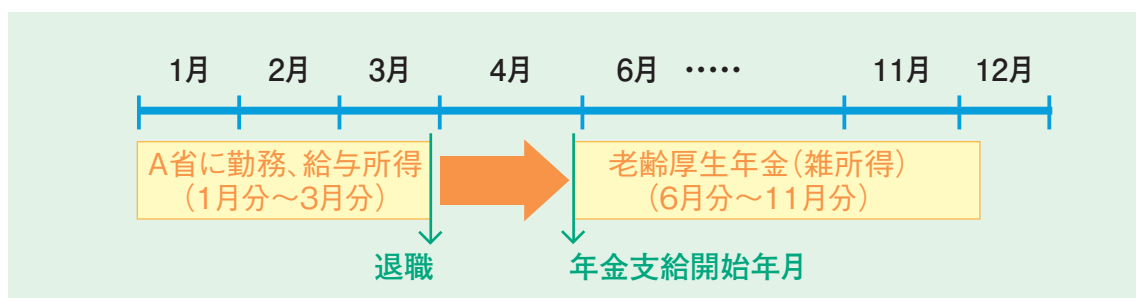
支給日は、各定期支給期月の15日です。なお、15日が土曜日または日曜日である場合は、金曜日に繰り上げて支給します。

問8 年金にかかる税金

今年度末でA省を退職し、再就職はせず、来年6月から老齢厚生年金を受けることとなります。老齢厚生年金から源泉徴収される税金はどうなるのでしょうか。



- 1 公務員を退職した後、老齢厚生年金以外に収入がないときの年金からの源泉徴収税額や確定申告は次のようになります。



(注) 12月分の老齢厚生年金は、翌年の2月定期支給期月に支給されます。

(1) 源泉徴収の際の所得控除

その年中に受ける老齢厚生年金の支給額が一定額以上のときは、年金の決定を受けるときに「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」(以下「扶養親族等申告書」といいます。)を連合会に提出すると、年金の支給額から所得控除(人的控除など)を受けることができます。

(2) 対象となる年金額

源泉徴収の対象となる年金は、その年中に受ける支給額が、65歳未満の者については155万円以上、65歳以上の者については205万円(老齢基礎年金が支給される方は127万円)以上のときです。

(3) 源泉徴収税額の計算

源泉徴収税額は、支給額から基礎的控除額(別表1)および配偶者控除、扶養控除などの人的控除額(別表2)の合計額に支払月数を乗じて得た額を控除した残りの額(課税対象額)の5%になります。

平成25年から令和19年までの各年分の年金については、「復興特別所得税」として、前記により算出した所得税とあわせて、この所得税の2.1%の税額が源泉徴収されることになります。

$$\text{各定期支給期月の源泉徴収税額} = (2 \text{ か月分の支給額} - 1 \text{ か月分の控除額} \times 2) \times 5.105/100$$

(注) 算出した年金額の2か月分の支給額または算出した税額に1円未満の端数があるときは、端数は切り捨てます。

別表1 基礎的控除額(月額)

受給権者の年齢	年金額	基礎的控除額	
		令和8年分	令和9年分
65歳未満	213万円以下	公的年金等の月割額×25%+105,000円 (130,000円未満の場合、130,000円)	
	213万円超	公的年金等の月割額×25%+100,000円 (125,000円未満の場合、125,000円)	公的年金等の月割額×25%+75,000円 (100,000円未満の場合、100,000円)
65歳以上	242万円以下 ^{※1}	公的年金等の月割額×25%+105,000円 (175,000円未満の場合、175,000円)	
	242万円超 ^{※2}	公的年金等の月割額×25%+100,000円 (165,000円未満の場合、165,000円)	公的年金等の月割額×25%+75,000円 (140,000円未満の場合、140,000円)

※1 老齢基礎年金の受給対象の方は163万円以下

※2 老齢基礎年金の受給対象の方は163万円超

(注) 「月割額」は、年金額を12で除して得た額で、その額が4の整数倍でないときは、4の整数倍に切り上げます。

別表2 人的控除額(①～⑤の金額の合計額が月額)

区 分	内 容	人的控除額
受給権者本人にかかるもの	① 障害者 特別障害者	22,500円 35,000円
	② 寡婦 ひとり親	22,500円 30,000円
控除対象配偶者 および扶養親族にかかるもの	③ 控除対象配偶者 老人控除対象配偶者(70歳以上)	32,500円 40,000円
	④ 控除対象扶養親族(16歳以上) 特定扶養親族(19歳以上23歳未満)	1人につき 32,500円 〃 52,500円
	特定親族(19歳以上23歳未満)	〃 52,500円
	老人扶養親族(70歳以上)	〃 40,000円
	⑤ ③および④および扶養親族の方が障害者 〃 特別障害者 〃 同居特別障害者	1人につき 22,500円 〃 35,000円 〃 62,500円

(注)1. 「特定親族」とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が58万円超123万円以下の方をいいます。なお、源泉控除対象親族となるのは、合計所得金額が85万円以下の方となります。

2. 「障害者」とは、身体障害者手帳などの交付を受けている方をいいます。

3. 「特別障害者」とは、障害者のうち、心身に重度の障害がある方をいいます。

4. 「同居特別障害者」とは、特別障害者のうち、受給権者と常に同居している方をいいます。

5. 16歳未満の扶養親族については、扶養控除の対象外となりますが、障害者に該当する場合は、障害の程度と受給者との同居の有無に応じて、障害者・特別障害者および同居特別障害者の控除が適用されます。

(4) 源泉徴収税額の計算例は66頁をご覧ください。

(5) 確定申告

(ア) 老齢厚生年金などの公的年金は、所得税法上「雑所得」として、年金支給の際に所得税の源泉徴収を行います。給与所得のように「年末調整」による税額の精算は行いません。

老齢厚生年金のほかに給与所得等がある場合には、年金と給与所得等からのそれぞれの徴収税額を合算した「合計税額」と、年金と給与所得等を合算した所得の総額に対する「年税額」との過不足額を確定申告で精算することになります。

なお、公的年金等の収入金額が 400 万円以下で、かつ、公的年金以外の所得金額が 20 万円以下となる場合は、確定申告書の提出は原則として不要です。

(イ) 令和 7 年 3 月 31 日に退職して、その後その年中に再就職しなかった場合には、令和 7 年 1 月から 3 月までの給与所得の税額は確定申告で精算することになります。

(ウ) 不動産所得、事業所得などがある場合も、確定申告で精算することになります。

(エ) 雑損控除、医療費控除、生命保険料控除、損害保険料控除、住宅取得等特別控除などを受けられるときは、確定申告で精算することとなります。

2 公務員を退職した年の翌年以降の年

(1) 公務員を退職した年の翌年以降も「扶養親族等申告書」を連合会に提出すると、源泉徴収の際の所得控除、課税対象となる年金額、源泉徴収税額の計算は、1 と同じです。

(2) 「扶養親族等申告書」の用紙は、連合会が受給権者に毎年 10 月上旬頃に送付しています。

「扶養親族等申告書」を連合会に提出する場合の提出期限は、10 月末日です。

※ KKR 年金スマートサービス (129 頁をご覧ください。) に利用登録すると、マイナポータルに連携する e- 秘書箱から公的年金等の源泉徴収票の電子データを受け取ることができます。e-Tax を利用して確定申告する方はぜひご活用ください。

問9 60歳前に退職したときの国民年金への加入

36年間勤務したA省を58歳で退職し、自営業を始めようと思っています。65歳から老齢厚生年金を受けることができますが、退職後、国民年金に加入しなければいけないのでしょうか。



- 1 国民年金制度は、従来、自営業の方などを対象としていたものを、昭和61年4月よりサラリーマンやその被扶養配偶者にも適用を拡大し、あらたにすべての国民に基礎年金を支給する制度としてスタートしました。

これにより、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は、被用者年金制度の老齢を支給事由とする年金の受給権者を除き、すべて国民年金の被保険者となることになりました。

- 2 国民年金の被保険者は、次の3つの種類に区分されています。

① 第1号被保険者

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の農業者や自営業者とこれらの配偶者、学生などで、第2号被保険者および第3号被保険者に該当しない方。

② 第2号被保険者

厚生年金保険の被保険者（国家公務員、民間会社の会社員など）。

第2号被保険者は、被用者年金の被保険者でもありますので、同時に2つの年金制度に加入していることになります。

③ 第3号被保険者

第2号被保険者の被扶養配偶者のうち、20歳以上60歳未満の方。

- 3 被保険者期間が36年あり、65歳に達したときに老齢厚生年金の受給権を取得することになっていても、60歳未満で公務員を退職した方は、60歳に達するまで国民年金に引き続き加入しなければなりません。

この場合には国民年金の被保険者の種別は、第2号被保険者から第1号被保険者に変わります。種別が変わったときは、住所地の市区町村に「種別変更届」を提出し、自ら保険料を納付することとなります。

問10 第3号被保険者の種別変更

A省を退職する予定です。57歳の配偶者は国民年金の第3号被保険者になっていますが、退職後、配偶者の国民年金への加入はどのようなのでしょうか。



1 国民年金の被保険者は、次の3つの種類に区分されています。

① 第1号被保険者

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の農業者や自営業者とこれらの配偶者、学生などで、第2号被保険者および第3号被保険者に該当しない方。

② 第2号被保険者

厚生年金保険の被保険者（国家公務員、民間会社の会社員など）。

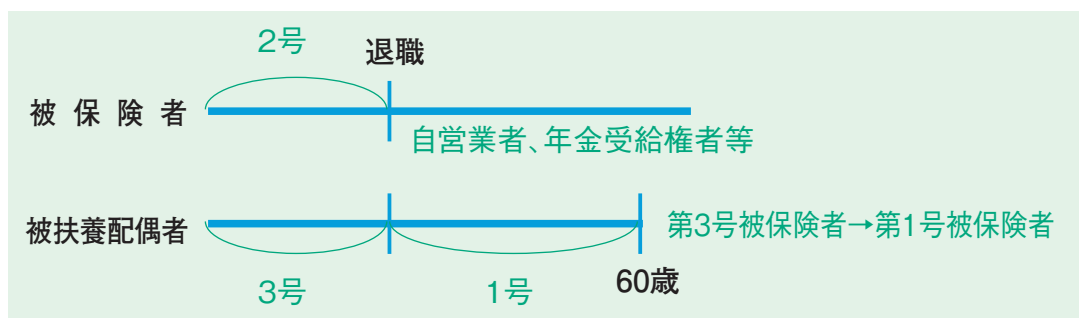
③ 第3号被保険者

第2号被保険者の被扶養配偶者のうち、20歳以上60歳未満の方。

2 第2号被保険者であった方が退職すると、第3号被保険者であった被扶養配偶者は、60歳に達するまで国民年金の被保険者の種別が次のようになります。

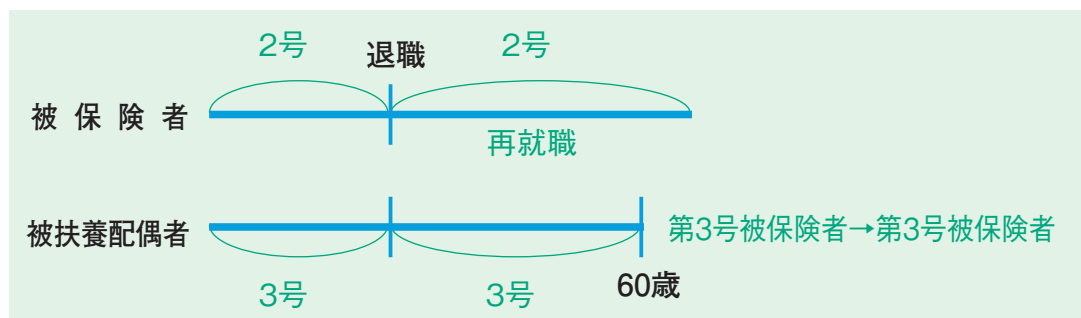
① 退職した被保険者が再就職しないときや自営業を始めたとき

退職した被保険者は、第2号被保険者に該当しなくなりますから、その被扶養配偶者は、第3号被保険者から第1号被保険者になります。第1号被保険者となることにより、自ら保険料を納付しなければなりません。



② 退職した被保険者が再就職し、引き続き厚生年金保険の被保険者（国家公務員、民間会社など）になったとき

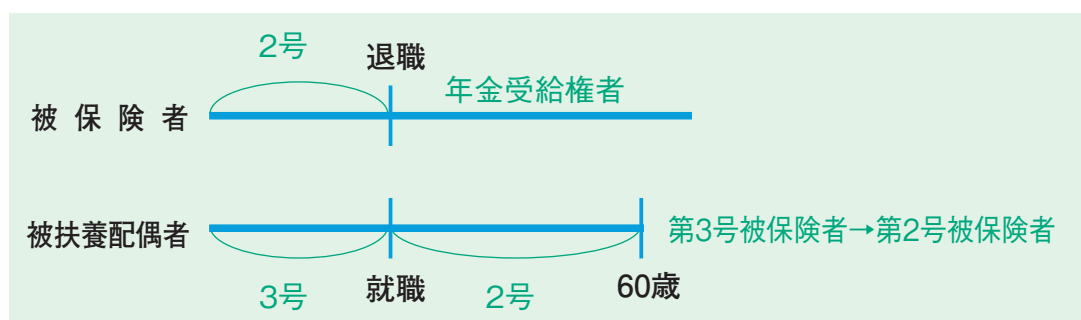
退職した被保険者が再就職すると、引き続き第2号被保険者となりますから、被扶養配偶者は、引き続き第3号被保険者となります。



(注) 被保険者が退職する月(月末に退職するときはその翌月)に再就職しないときは、再就職するまでの期間は、①になります。

- ③ 退職した被保険者の被扶養配偶者が就職し、厚生年金の被保険者（国家公務員、民間会社など）になったとき

被扶養配偶者は、第3号被保険者から第2号被保険者になります。



(注) 被保険者が退職する月(月末に退職するときはその翌月)に被扶養配偶者が就職しないときは、就職するまでの期間は、①になります。

- 3 被保険者が退職したときは、上記①、②、③の事情に応じた届出をしなければならないことになっています。

- ①の場合には、配偶者が自ら住所地の市区町村に届出をしなければなりません。
- ②の場合には、被保険者の所属共済組合や勤務先の事業主を経由して届出を行います。
- ③の場合には、配偶者の就職先が手続きをしますので、職場の担当者に確認してください。

- 4 被扶養配偶者は、65歳に達し、国民年金の被保険者期間が10年以上あるときに老齢基礎年金を受けることができます。

国民年金の種別の変更や確認の届出を怠ると、配偶者の年金額等に不利益が生じることもありますので、被保険者自身が退職したときは国民年金の種別の変更や確認の届出を速やかに行ってください。

年金相談

年金のお問い合わせは、来訪・電話および手紙で

年金に関するお問い合わせは、第2号厚生年金被保険者、年金受給者の方などを対象に、来訪、電話および手紙により、年金部年金相談室で受け付けております。

また、毎年、全国各地で年金相談会を開催しております。全国年金相談会の開催日程等につきましては、KKR ホームページ <https://www.kkr.or.jp/> に掲載しているほか、第2号厚生年金被保険者の皆様には広報紙「KKR」、年金受給者の皆様には「KKR 年金だより」にてお知らせしております。（全国年金相談会は事前の予約が必要です）

KKR ホームページによる照会等



- ・よくある質問 Q&A
- ・各種届出用紙のダウンロードなど



全国年金相談会での相談

全国年金相談会（事前予約制）
最新の開催日程等は
KKR ホームページを
ご覧ください。



第2号厚生年金被保険者・年金受給者の方など

来訪、電話、手紙による相談

国家公務員共済組合連合会 年金部年金相談室
〒102-8082 東京都千代田区九段南 1-1-10 九段合同庁舎内1階
0570-080-556（ナビダイヤル）
「KKR 年金相談ダイヤル」 0570 におかけになれない場合等
03-3265-8155（一般電話）

※来訪による年金相談受付は土日祝日、年末年始を除く午前9時から午後5時30分までです。（予約は不要です。）

【年金相談にあたってのお願い】

来訪による相談 年金相談室 全国年金相談会	◆ご本人であることが確認できる書類（年金証書、年金支払通知書、共済組合員証、運転免許証等）をお持ちください。 ◆年金相談は、ご本人からの依頼があれば、ご家族の方でも受け付けております。 ご本人からの「委任状」（ご本人の基礎年金番号または長期組合員番号・住所・氏名・生年月日、相談依頼内容、ご本人が来訪できない理由、委任される方の住所・氏名、ご本人との続柄を記入のうえ、ご本人が署名・捺印されたもの）および委任された方ご自身の確認書類（健康保険証、運転免許証等）をお持ちください。
電話・手紙による相談	電話による相談にあたっては、次のことをお伺いします。 また、手紙による相談では、次のことを明記してください。 ◆ご本人の場合・・・基礎年金番号または長期組合員番号、住所、氏名（フリガナ）、生年月日、電話番号および相談内容 ◆ご家族の場合・・・上記のほか、ご家族の氏名、生年月日、ご本人との続柄、ご本人が直接相談することができない理由など（内容によっては委任状が必要になる場合があります。）

KKR年金スマートサービスのご案内

KKR年金スマートサービスは、長期組合員の方がマイナポータルと連携する「e-私書箱」を利用し、スマートフォンやパソコンからご自身の年金に関する情報を受け取ることができるサービスです。

KKR年金
スマートサービス



受け取ることができる年金情報

ご自身の年金記録

- 「標準報酬・組合員期間」
- 「ねんきん定期便」
- 「退職年金分掛金の払込実績通知書」

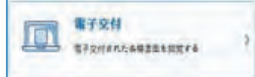
将来の年金額の試算

- 老齢厚生年金や退職年金の見込み額の試算（繰上げ / 繰下げした場合の試算も可能）

ログイン後のトップメニュー

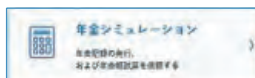


電子交付



「ねんきん定期便」やご自身の年金記録、年金試算結果など、e-私書箱に電子交付された各種データを確認できます。

年金シミュレーション



簡単な入力で、老齢厚生年金額や退職年金額の試算、組合員期間・標準報酬などの記録の発行依頼ができます。



年金受取開始後も継続してサービスをご活用いただけます。

お手続き

- 氏名・住所、年金の受取金融機関の変更
- 「加給年金額対象者に係る届出」の提出（該当者の方のみ）

【在職中の方向け】

- 在職中に支給される老齢厚生年金額の試算

電子版「公的年金等の源泉徴収票」の受け取り

毎年、源泉徴収票の電子版が自動交付されます。

公的年金等の源泉徴収票を電子版で受け取り
⇒ e-Taxでオンラインによる確定申告ができます



国税庁e-Tax
キャラクターイータ君

「KKR年金スマートサービス」のご利用には

マイナンバーカード

が必要です

事前に必要な手続き

マイナンバー
カード取得



マイナポータル
利用者登録



e-私書箱
アカウント作成

e-私書箱

ご準備いただくもの



マイナンバー
カード



基礎年金番号がわかる書類

・基礎年金番号通知書
・ねんきん定期便 など

パソコンをお使いの方

パソコン+
ICカードリーダ
ライタ



OR

パソコン+
スマートフォン



OR

スマートフォンをお使いの方



スマートフォン

ご利用登録・ご利用方法など詳しくはKKRホームページをご覧ください。▶▶

kkf年金スマートサービス

検索



ご利用についてのご不明点は、こちらにお問合せください。

KKR e-私書箱ヘルプデスク

Eメール

eshishobako-kk-help@nri.co.jp

電話

050-1791-5544

平日9:00~17:30(土日祝日、年末年始はご利用できません)

KKR 国家公務員共済組合連合会